

第7回枚方市産業振興対策審議会の論点整理(審議会後意見)

No.	委員による質問・意見	整理・集約の方向
1	老朽化による耐震問題等のための建替えや生産性の向上のための増設などに取り組むたくても、工場立地法の規制により再投資が進まない現状がある。市内企業の市外移転は市としても大変な痛手であり、働くところがなければ、住むところもなくなるという最悪の状況に陥る前に、早急に対策が必要である。	(事務局) 老朽化による建替えや生産力・競争力向上のための再投資の促進を図るため、市内企業の操業環境の整備は早急に取り組まなければならない差し迫った課題であると認識しています。周辺環境との十分調和を図りながら、市内企業の再投資を促進できる仕組みを検討します。 (若井委員長) 枚方市に集積した企業の他地域への転出(移転)は、市内産業の空洞化を招来する懸念がある。加えて就業人口の減少は、家族を含めると、相当な人口流失になり、市の活力を弱体化させることにつながる。こうした危機的状況を未然に防ぐうえで有効な対策が必要である。
2	工場立地法で議論する「緑」は、何を目的として確保してもらうのか整理が必要である。緑には、気温の低減、景観的な役割、騒音等の緩衝帯、二酸化炭素の吸収などの効果があり、いわゆる量の問題だけでなく、質の問題を考えていかなければならない。ガイドラインのようなものを定めるといいと思う。	(事務局) 他市事例を参考に、本市の工場緑地に関する方針としてガイドラインを策定していく考えです。周辺環境に対しては景観上配慮することが望ましいため、ガイドラインには緑地等の有効配置といった工場緑地のあり方を示すほか、敷地外緑地の考え方や環境への配慮としての取組などについて定めることを検討しています。 また、(工業系用途地域の)工場緑地の面積割合の見直しに伴い、事業者にはまず、周辺環境へ配慮に取り組んでいただき、周辺に緑化する土地がないなどの事情がある場合には、その他の地域や市全域の環境対策への取組を行っていただくなど、周辺環境との調和を図るための仕組みづくりをガイドラインで整理していく考えです。 (若井委員長) 工場立地法における「緑地」は、平面の緑被面積を述べているが、緑の力を再評価する必要がある時期である。つまり、周辺の生活空間や工場の景観保全、騒音の軽減、二酸化炭素吸収源など緑の機能や効用を視点に据えて評価することが重要になりつつあるのが現在である。それには、緑地面積率という一元的でなく、緑の質的充実を図る一定のガイドラインを設け、工場緑地の質的向上を進める必要がある。
3	これから緩和するとなると、これまで守ってきた事業者に対して不公平になる。守ってきた事業者にも配慮して、他市事例を参考に、寄付や保全などでバランスを考えながら対応を考えるといいと思う。	(事務局) 工場緑地の面積割合を引き下げることで、緑化に取り組む必要がなくなるというのではなく、基準を満たせない場合には敷地外を含めた緑地確保をお願いするとともに、引き下げに伴う周辺環境への配慮として環境保全活動の実施等の協力と呼び掛けていきたいと思っています。不公平であると感じられないことがないように、制度の仕組みについて検討を進めていきます。 (若井委員長) 例えば緑地率の緩和は、特定の工場を優遇するものではなく、緩和された緑の面積相当(割合)は、市内の公共空間や教育施設などへ緑機能の寄贈による快適性の向上に貢献できる、代替策に取り組めるようにする必要がある。